

議案第76号

世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立アメンボ広場を区立公園として位置づける必要があるので、本  
案を提出する。

世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例  
(世田谷区立公園条例の一部改正)

第1条 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立淡島通り公園の項の前に次のように加える。

世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号
----------------	--------------------

(世田谷区立身近な広場条例の一部改正)

第2条 世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部世田谷区立アメンボ広場の項を削る。

附 則

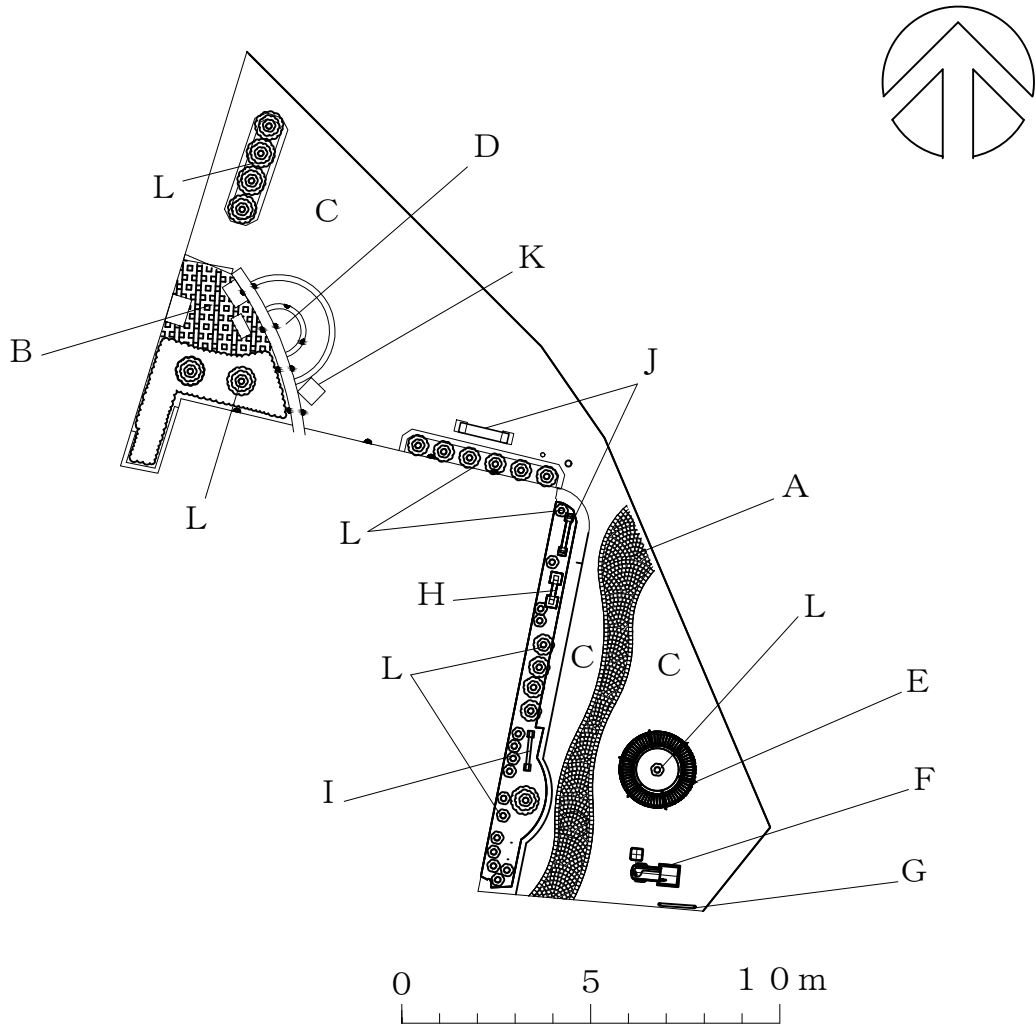
- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(参考)

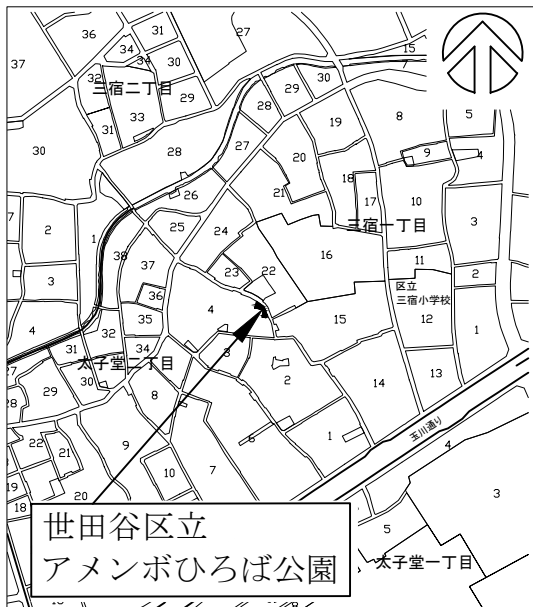
# 世田谷区立アメンボひろば公園

世田谷区太子堂二丁目4番28号

面積 124.55<sup>2</sup>



案内図



凡 例

記号	名 称	数 量
A	平 板 舗 装	9.0 m <sup>2</sup>
B	自 然 石 舗 装	3.0 m <sup>2</sup>
C	コ ン ク リ ー ト 舗 装	75.0 m <sup>2</sup>
D	噴 水	1 箇所
E	ベ ン チ	1 基
F	水 飲 み	1 基
G	車 止 め	1 基
H	園 名 板	1 基
I	制 札 板	1 基
J	掲 示 板	2 基
K	井 戸	1 基
L	植 栽	1 式